

○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

平成二十七年十二月二十二日条例第七十三号

改正

平成二八年 六月二四日条例第六九号

平成二九年 六月二三日条例第二九号

平成三一年 三月二二日条例第八号

令和 三年一〇月一九日条例第七一号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用範囲)

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる機関(他の条例、規則その他の規程(以下「他の条例等」という。)の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の下欄に掲げる事務
 - 二 法別表第二の第一欄に掲げる県の機関(他の条例等の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の第二欄に掲げる事務
 - 三 別表第二の上欄に掲げる機関(他の条例等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の中欄に掲げる事務
- 2 前項第二号に規定する県の機関は、同号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって同表の第一欄に掲げる県の機関(他の条例等の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が保有するものを利用することができる。

- 3 第一項第三号に規定する機関は、同号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、別表第二の下欄に掲げる特定個人情報であって同表の上欄に掲げる機関（他の条例等の規定により同表の下欄に掲げる特定個人情報の利用に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が保有するものを利用することができる。
- 4 前二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第四条 法第十九条第十一号に規定する条例で定める特定個人情報を提供するときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 法別表第二の第一欄に掲げる県の機関（他の条例等の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において「情報照会者」という。）が、同表の第三欄に掲げる県の機関（当該情報照会者を除き、他の条例等の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するとき。
 - 二 別表第三の第一欄に掲げる機関（他の条例等の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第三欄に掲げる機関（他の条例等の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するとき。
- 2 前項各号の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号、第四条及び別表第一の規定、別表第二の三の項から六の項まで及び八の項の規定（療育手帳に係る部分に限る。）並びに同表九の項から十四の項まで及び別表第三の規定は、平成二十九年七月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。（平成二十九年七月規則第四十三号で、同二十九年七月十八日から施行）

附 則（平成二十八年六月二十四日条例第六十九号）

この条例は、群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二十三日条例第二十九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第七十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

| 機関 | 事務 |
|-------------|---|
| 一 知事又は教育委員会 | 高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの |
| 二 知事又は教育委員会 | 高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務（以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの |
| 三 知事 | 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精の方法を用いる不妊治療をいう。）を受ける者のうち知事が認めた者に対して当該特定不妊 |

| | |
|---------|--|
| | 治療に係る費用を助成する事務であって規則で定めるもの |
| 四 知事 | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの |
| 五 知事 | 肝炎患者等のうち知事が認めた者に対して抗ウイルス治療に係る医療費を助成する事務であって規則で定めるもの |
| 六 知事 | 肝炎患者等のうち知事が認めた者に対して定期検査に係る費用を支給する事務であって規則で定めるもの |
| 七 知事 | 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所等において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 八 知事 | 在宅重度障害者介護手当（自宅等で生活する障害者のうち知事が認めた者を介護する者に対して支給する手当をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 九 教育委員会 | 特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等に対して特別支援学校への就学のため必要な経費のうち教育委員会が認めたものについて支弁する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。以下「特別支援教育就学奨励費支給事務」という。）であって規則で定めるもの |

別表第二（第三条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|----------------------|
| 一 知事 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による療育の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 二 知事 | 児童福祉法による助産施 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|------|--|---|
| | 設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 三 知事 | 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）による援護に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
| 四 知事 | 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 戦傷病者特別援護法による援護又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
| 五 知事 | 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの | 戦傷病者特別援護法による援護又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
| 六 知事 | 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当 | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳、母子及び父子並びに寡婦福祉 |

| | | |
|----------|---|---|
| | の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による給付金若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
| 七 知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）の実施若しくは障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給、身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
| 八 知事 | 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「高等学校等就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 九 教育委員会 | 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 十 知事 | 高等学校等学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 十一 教育委員会 | 高等学校等学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 十二 知事 | 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって規則で定め | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しく |

| | | |
|-------|----------------------------------|--|
| | るもの | は給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 十三 知事 | 在宅重度障害者介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第三（第四条関係）

| 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
|---------|--------------------------------|-------|--------------------------------------|
| 一 知事 | 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 二 教育委員会 | 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 三 知事 | 高等学校等学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 高等学校等就学支援金関係情報又は高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報（以下「高等学校等学び直し支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 四 教育委員会 | 高等学校等学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報、高等学校等就学支援金関係情報又は高等学校等学び直し支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 五 知事 | 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁又は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 六 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費支給事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |